

(案)

労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書

平成 23 年 11 月 21 日

労働政策審議会安全衛生分科会

労働災害防止団体改革検討専門委員会

目 次

第 1 検討の経緯

第 2 労働災害防止団体の現状と課題

1. 労働災害防止団体法について

2. 労働災害防止団体の事業及び現状

(1) 労働災害防止団体法に基づく事業

(2) 国からの補助金

(3) 理事、理事会

(4) 労働災害防止団体の財務状況

(5) 役員の状況及び情報公開

(6) コンプライアンス～過去に問題となった事案への対応状況

(7) 支部の運営主体

(8) 労働災害防止効果

第 3 労働災害防止団体の今後のあり方

1. 経営形態

2. 組織運営のあり方

(1) 理事数

(2) 支部

3. 継続的な事業活動を図るための財務のあり方

(1) 会費

(2) 経費節減

4. 財務状況が極めて厳しい団体の取扱

5. 業務運営

(1) 目標管理

(2) 労働災害防止規程

6. 業務運営を検証する仕組みの構築

7. 改革に当たっての留意事項

第 1 検討の経緯

労働災害防止団体については、厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成 22 年 12 月 27 日）において、「中央労働災害防止協会は、設立根拠となる労働災害防止団体法の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するため、審議会において検討を始め、1 年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。」とされた。

今般、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会の各労働災害防止団体について、労働政策審議会安全衛生分科会の下に、公労使の委員からなる「労働災害防止団体改革検討専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置して、上記報告書に基づく検討を行った。

第 2 労働災害防止団体の現状と課題

1 労働災害防止団体法について

各労働災害防止団体の設立の根拠法令は、労働災害防止団体法（昭和 39 年 6 月 29 日法律第 28 号。以下「根拠法」という。）となっている。この法律については、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして昭和 39 年に施行された。

この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会（以下「業種別団体」という。）の各労働災害防止団体が昭和 39 年に設立された。¹

労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、107,759 人（平成 22 年）が休業 4 日以上 の災害に被災し、定期健康診断の有所見率については年々増加傾向にある。また、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」では

¹ その後、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会については平成元年に、中央労働災害防止協会については平成 12 年にそれぞれ特別民間法人化された（特別民間法人とは、法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）のことをいう（「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）」））。

「2020年までに労働災害発生件数を3割削減」することが目標とされている。

このような中、労働災害防止対策を推進する上では、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接責任を有する事業主の自主的な労働災害活動を促進する今日的意義は失われていないと考えられる。特に、経営基盤が脆弱な中小企業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、また、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でないこと等から、大企業に比べ労働災害の発生率が高い傾向にあり、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援に取り組む必要性は高いと言える。

また、我が国の根拠法制定の際に参考とされた独・仏、特に独においては、労使により構成される団体が、自主的規範である労働災害防止規定を定める等により、労働災害防止に大きな役割を果たしてきており、こうした事例も十分に考慮すべきであると考え

2. 労働災害防止団体の事業及び現状

(1) 労働災害防止団体に基づく事業

① 中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会が行う業務については、根拠法第11条に規定されているが、これに基づく業務については資料1「労働災害防止団体に基づく業務」のとおり、安全衛生に関する啓発、教育、技術的援助、情報の収集及び提供、調査研究等を行っている。

また、「労働災害防止計画に即応する業務」については、資料2のとおり8つの重点対策及びその目標ごとに取組事項を定めて実施されている。

② 業種別団体

業種別団体が行う業務については、根拠法第36条に規定されているが、これに基づく業務については資料1「労働災害防止団体に基づく業務」のとおり、労働災害防止規程の設定、安全衛生に関する技術的な指導及び援助、労働者の技能に関する講習、情報の収集及び提供、調査研究等、各業種の特性を踏まえた労働災害防止のための事業を行うこととされている。（「労働災害防止計画に即応する業務」及び「労働災害防止規程の内容」については、それぞれ資料2、資料3のとおり。）

(2) 国からの補助金

根拠法第54条において、「政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。」と規定されており、これに基づき国は各労働災害防止団体に対して補助金を交付している。

補助金額の推移については、国の厳しい財政事情を反映して年々減少しており、今年度からは更に事業費に対する補助率が縮減されるとともに、管理費に対する補助金が廃止され一層の縮減が行われた。

また、昨年度までは、

- ・安全衛生管理活動事業（安全管理士、衛生管理士の行う労働災害防止に関する技術的な指導、援助を行うとともに管理士の資質の向上に係る事業）
- ・労働災害防止特別活動事業（労働災害の防止の促進を図るためには、地域に密着した活動が必要であることから、地域におけるきめ細かい配慮をした特別の活動の促進の事業）
- ・安全衛生調査研究事業（労働災害の防止に関し、労働災害防止協会として必要な実態を把握し、行政の規定する安全衛生基準を踏まえた実用技術の開発、作業指針の作成等きめ細かい基準作成のための委員会を通じ調査研究を行う事業）
- ・安全衛生啓発事業（事業主、その他関係者の安全衛生意識の高揚、労働者の災害防止に関する技能の向上を図ること及び労働災害の防止に関し内外の情報及び資料を収集し提供する事により労働災害の防止のための知識、技術等の付与を行う事業）

の4つの事業について補助金を交付していたが、今年度より、安全衛生調査研究事業及び安全衛生啓発事業に対する補助を廃止し、補助金の交付対象が中小事業場を主に対象とする事業に限定した。

（３） 理事、理事会

労働災害防止団体の理事は、根拠法において5人以上置くこととされている。理事は、同じく根拠法において会長を補佐しそれぞれが会務を掌理し、会長に事故があり自らその職務を執ることができないときは会長の代理となり、会長が欠けているときはその職務権限を行うものとされ、業務執行機関として位置付けられている。

しかし、各労働災害防止団体の理事の現状をみると、表1のとおり、100名を超える中央労働災害防止協会を始め、多くの理事が選任されている。

理事会の開催については、表2のとおり年1回、常任理事会も年1、2回程度となっている。さらに、審議内容については、事業報告、決算、事業計画、収支予算案及び役員選任等総会又は総代会に提出する議案に係る審議・議決を中心とし、執行機関としての役割が十分でない。

他方、各労働災害防止団体の理事の選任状況をみると、中央労働災害防止協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会以外の団体については、常勤理事を置いていないが、各団体とも事業主団体又は関係業界団体のリーダーの方々や地域のリーダーの方々が非常勤として選任されており、これらの方々が我が国の産業界の牽引役として災害防止に取り組んできた結果、労働災害の減少を果たしてきたことも事実である。

また、支部、地域の代表的立場で参画していた理事が、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申、地域活動の推進役、組織のまとめ役として果たしてきた役割は労働災害防止団体にとって極めて大きいものとなっている。

しかし、一方では様々な組織運営上の重大な課題、労働災害防止団体に対する信用の低下を来す問題が生じた際にも、多数の理事から構成される理事会が機動的に開催されておらず、その活動が総会又は総代会に提出する議案に係る審議・議決にとどまっているとすれば、根拠法が想定する執行機関として理事が十分に機能しておらず、ガバナンス（統制）が不十分であり、機能が形骸化していると言わざるを得ない。そもそも5人を大きく上回って理事を選任することを根拠法は想定していないと考えられる。

なお、多数の理事を必要とする理由として、会員の意見を事業運営に反映させる、支部に理事を置き協会の円滑な業務運営を図る等が挙げられているが、これらは総会等別の機会、手段によっても実現可能なものであり、執行機関としての理事会の本来の役割・機能を犠牲にしてまで理事会に担わせるべきものではないと思量される。

表 1 各団体の理事数とその理由

団 体	理事数	現在の理事数を必要とする理由（要旨）
中央労働災害防止協会	107	会員である事業主団体にも積極的に労働災害防止活動に取り組んでもらうことが安全衛生水準の向上に不可欠であるため。
建設業労働災害防止協会	73	建設業に携わる関係者が一体となって、かつ、全国斉一的に労働災害防止団体活動の展開が図られるようにしている。
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	89	47都道府県支部を有する当協会としては、各支部に理事を置き協会の円滑な業務運営を図る必要がある。
林業・木材製造業労働災害防止協会	60	広範かつ幅広い意見を聴取し審議することにより、的確かつ適正な事業運営を確保できる。
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	61	港湾毎にその事業環境は多様であることから、協会の運営に会員の意見を公正に反映させるため。
鉱業労働災害防止協会	24	事業の運営に当たって業界の意見を幅広く反映させるため。

表 2 理事会の開催実績

団 体	理事会の開催実績（平成 22 年度）
中央労働災害防止協会	理事会：平成 22 年 5 月 常任理事会：平成 23 年 3 月
建設業労働災害防止協会	常任理事会、理事会：平成 22 年 5 月 常任理事会：平成 22 年 9 月 理事会：平成 23 年 3 月（震災のため中止）
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	常任理事会、理事会：平成 22 年 5 月 常任理事会：平成 22 年 12 月 常任理事会：平成 23 年 3 月（震災のため中止）
林業・木材製造業 労働災害防止協会	理事会：平成 22 年 6 月 常任理事会：平成 23 年 3 月
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	理事会：平成 22 年 6 月 常任理事会：平成 22 年 5 月 常任理事会：平成 23 年 3 月（震災のため持ち回り開催）
鉱業労働災害防止協会	理事会：平成 22 年 6 月 常任理事会：平成 22 年 5 月 常任理事会：平成 22 年 11 月

（４）労働災害防止団体の財務状況

各団体の貸借対照表及び損益計算書により、平成 18 年度から平成 22 年度までの決算及び平成 23 年度の見込みについて見ると、林業・木材製造業労働災害防止協会を除く全ての団体において基本金が減少しており、特に鉱業労働災害防止協会については、平成 18 年度以降、一貫して減少している。

会費や国からの補助金の減少により、各労働災害防止団体の財務状況は厳しさを増しており、林業・木材製造業労働災害防止協会以外の労働災害防止団体の基本金の平成 23 年度見込みは、平成 18 年度と比べていずれも減少している。

特に、鉱業労働災害防止協会については、国からの補助金の削減のみならず会費収入及び事業収入も年々大きく減少している。これに関して、今般のヒアリングにおいて、収支改善の戦略について聴取したところ、昨年度に支部体制の見直しと職員の削減（2 名削減により 12 名体制に縮小）及び一部の職員を常勤から非常勤化とし、本年度はさらに職員を 2 名削減することとしているものの、本年度決算では赤字になることは間違いないと述べられており、収支改善については極めて難しい状況であると考

えられる。

表3 「基本金の推移」

(単位: 千円)

	決算					見込	
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	18 年度 比
中央 労働災害防止協会	3,848,890	4,158,115	4,152,906	1,272,229	1,107,570	966,729	0.25
建設業 労働災害防止協会	2,274,292	2,273,944	2,268,408	2,245,525	2,324,302	2,196,934	0.97
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	94,541	109,244	114,969	60,515	87,513	46,008	0.49
林業・木材製造業 労働災害防止協会	54,742	58,259	52,517	63,886	173,196	183,196	3.35
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	359,756	393,769	409,737	372,191	360,853	332,853	0.93
鉱業 労働災害防止協会	189,398	178,027	161,909	149,887	147,860	145,847	0.77

(5) 役員の状況及び情報公開

各団体の役員のうち所管する官庁の出身者の割合、役員の報酬、退職金及び情報公開についてはいずれも「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)(以下、「指導監督基準」という。)に則したものである。

(6) コンプライアンス～過去に問題となった事案への対応状況

中央労働災害防止協会においては、平成 12 年度から平成 16 年度における国の委託費及び補助金について、不適正な経理処理が行われた事等を受けて、コンプライアンス室の設置、経理規程の改正及び外部の委員から経理問題等について意見を求める仕組みの構築等、再発防止に向けた取組が行われた。

一方、陸上貨物運送事業労働災害防止協会においては、平成 18 年 11 月及び平成 19 年 1 月に、林業・木材製造業労働災害防止協会においては、平成 20 年 3 月、平成 22 年 3 月及び平成 23 年 2 月に支部の実施する技能講習において不適正な処理が行われ、その都度所轄の労働局から業務停止処分等を受けたが、これらに対して緊急理事会等

を開催し再発防止策について審議されたことはなく、支部長等に対する管理監督責任に対する措置も行われておらず、全国の支部長及び担当者に対して本部から指導が行われる等事務的な対応に止まっている。

(7) 支部の運営主体

各防災団体の支部の運営主体については表4のとおり、鉱業労働災害防止協会の一部の支部を別として、各都道府県における関係団体の長が支部長を兼務しているなど、実態として支部と関係団体との関係が極めて密接なものとなっている。このような運営形態により、関係団体と労働災害防止団体の支部が一体となって、それぞれの業界の労働現場の特性に応じてきめ細かな災害防止の指導・援助を行うことにより、労働災害の発生率を低下させてきたと考えられる一方、支部の独立性を高め、本部の支部に対するガバナンスをしにくい要因ともなっている。

中央労働災害防止協会の支部の業務については、「都道府県の労働基準協会の中で中災防に関する一部の特定の業務を行う部分が支部の業務」、「各都道府県の領域における中災防の事業に関する問い合わせへの対応や広報、さらには中災防が国から受託する委託事業で全国的な展開を図るものについて、支部で活動いただいている」旨、ヒアリングにおいて当団体から説明がなされた。

一方、当団体では、地区安全衛生サービスセンターを全国9カ所に設置して安全衛生教育・ゼロ災運動研修の実施、安全管理士等による事業場の安全衛生状態の診断等の業務を行っている。

また、当団体が賛助会員に行ったアンケート結果においても、「中災防で実施している各種活動研修等は、ほとんどが、労働基準協会と内容的に同じであり、両方の団体に所属する意味が見えにくい。」と指摘されており、ヒアリングにおいても、「確かに一部重複している部分はある」と当団体も重複を認めている。

表4 「支部の運営主体」

団 体	支部の運営主体（設置数）
中央労働災害防止協会	都道府県労働基準協会、労働基準協会連合会又はこれらに準ずる労働災害防止の業務を主として行う団体（47）
建設業労働災害防止協会	都道府県建設業協会（47）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	都道府県トラック協会（47）
林業・木材製造業労働災害防止協会	都道府県森林組合連合会（3）、都道府県木材組合連合会（33）、その他（都道府県労働基準協会、林材業関連団体）（11）
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・総支部：日本港運協会各地区港運協会（13）

	・支部：同上（79）
鉱業労働災害防止協会	・鉱山支部：本部直轄（2）、鉱業会（3）、 鉱山会（2）、石灰石鉱業協会（1）、碎石協 会（1） ・碎石支部：日本碎石協会（29）

本部の支部の運営費に関する把握の状況については表5のとおり、陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び林業・木材製造業労働災害防止協会が人件費及び管理費について把握していない状況であった。なお、中央労働災害防止協会については、支部の人件費及び管理費を負担していないとしている。

さらに、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会については、監事の支部に対する監査が、国庫補助金が支部において使用された場合以外には十分に行われていない可能性がある。例えば、本部及び支部の監査を、毎年度、監事により2回行っていると述べているが、本部に加え全支部等を2日で行う日程となっているなど、十分な監査が行われているか懸念される団体も見受けられた。

表5 「支部の運営の把握状況」

団 体	事業費	人件費	管理費
中央労働災害防止協会	本部事業収入 会費収入	0	0
建設業労働災害防止協会	支部事業収入	支部事業収入 会費収入	支部事業収入 会費収入
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	把握せず	把握せず
林業・木材製造業労働災害防止協会	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	把握せず	把握せず
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	会費収入 国庫補助金収入	本部事業収入 支部事業収入 会費収入	本部事業収入 支部事業収入 会費収入
鉱業労働災害防止協会	支部事業収入 国庫補助金収入	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	国庫補助金収入

(8) 労働災害防止効果

表6の「会員・非会員別労働災害発生比較²」については、会員となる事業場は活発な事業活動が行われており災害発生のリスクもそれなりに高いと推測される点や、経済センサスの事業所の中には常用の雇用者がいない事業所も含まれている点については留意が必要であるが、概ね会員事業場の労働災害発生率は相対的に低いという結果となっている。

なお、鉱業労働災害防止協会の対象とする採石業については、平成15年度から会員となったが、会員となる前後8年間を比較すると、会員となる前の8年間の死傷者数の減少率が20.6%なのに対し、会員となった後の8年間の死傷者数の減少率は42.3%と2倍強となっており、会員となったことにより相応の労働災害抑制効果があったと

²業種別団体毎に対象業種を選定し、平成21年経済センサス（総務省）（但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会については、自動車輸送統計調査（平成21年度 国土交通省））の対象業種の事業所数のうち、平成23年4月時点の各業種別団体の会員事業場の割合を算出した。次に、平成22年における労働者死傷病報告のデータから各業種別団体に対応する業種を抽出して比較（港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会以外の対象業種は完全無作為抽出方式により500件を抽出）。すなわち対象業種のうち会員の割合（A）を、死傷病報告数（死亡又は休業4日以上）の労働災害の会員事業場割合（B）が下回っていれば、当該労働災害防止団体会員としての効果が一定程度認められるとして比較を行った。（鉱業労働災害防止協会の採石業関係については会員である採石業者団体の傘下企業数を会員事業場としている。）

判断できる。³

また、業種別団体については、根拠法第 36 条において、労働災害防止規程を定めることとされている。その趣旨は、労働安全衛生法は、労働災害の防止に関し、事業者の守るべき最低基準を定めているが、労働災害の防止の徹底を期するためには、産業の種別、事業の規模等に応じて、よりきめ細かい規制を行うことが必要であるものの、産業毎の実情の差異に応じて法令による規制を講じていくことは法技術的に困難かつ適当でないことから、労働災害の防止に関し、当該業種の実態に即して会員の守るべき自主的な規範を定め、その順守を図ることで労働災害の防止に寄与することとしたものである。

労働災害防止規程については、根拠法第 41 条において会員の順守が義務づけられているが、各団体において、これを制度的に担保する仕組みが設けられておらず、また、会員に順守を促す取組も必ずしも積極的に行われていない実態が見受けられた。

³採石業における労働災害発生状況（死傷者数）は、平成 7 年度が 252 人、平成 14 年度が 200 人と減少率が 20.6%に対して、平成 15 年度が 208 人、平成 22 年度が 120 人と減少率が 42.3%となっている。（鉱業労働災害防止協会提出資料から作成）

表 6 「労働災害防止効果（会員・非会員事業場間の比較）」

建設業労働災害防止協会（対象業種：建設業）			
対象業種事業場数①	583,616	対象業種の死傷病報告数	16,143
		抽出数①	500
会員事業場数②	374,708	会員事業場数②	123
（A）会員の割合（②/①）	64.2%	（B）会員の割合（②/①）	24.6%

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（対象業種：陸上貨物運送業、交通運輸業）			
対象業種事業場数①	62,712	対象業種の死傷病報告数	13,815
		抽出数①	500
会員事業場数②	47,093	会員事業場数②	339
（A）会員の割合（②/①）	75.1%	（B）会員の割合（②/①）	67.8%

林業・木材製造業労働災害防止協会（対象業種：林業、木材製造業）			
対象業種事業場数①	19,172	対象業種の死傷病報告数	3,809
		抽出数①	500
会員事業場数②	13,863	会員事業場数②	288
（A）会員の割合（②/①）	72.3%	（B）会員の割合（②/①）	57.6%

港湾貨物運送事業労働災害防止協会（対象業種：港湾荷役業）			
対象業種事業場数①	2,149	対象業種の死傷病報告数	340
		抽出数①	340
会員事業場数②	1,736	会員事業場数②	251
（A）会員の割合（②/①）	80.8%	（B）会員の割合（②/①）	73.8%

鉱業労働災害防止協会（対象業種：鉱業、採石業）			
対象業種事業場数①	2,912	対象業種の死傷病報告数	218
		抽出数①	218
会員事業場数②	829	会員事業場数②	64
（A）会員の割合（②/①）	28.5%	（B）会員の割合（②/①）	29.4%

第3 労働災害防止団体における今後のあり方

1. 経営形態

当専門委員会の設置の端緒となっている、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書」（平成22年12月27日）において指摘されている、労働災害防止団体法の趣旨に見合う適切な経営形態について検討を行ったところ以下のとおりである。

独立行政法人については、政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離したもので、本来国が実施する事業の実施機関と解されることから、人事、業務運営、財務について国の強い関与が行われており、最高意思決定機関が、法人の長に集中している。

公益法人については、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門である。公益法人改革により平成20年12月以降は、従来の公益法人は一般と公益に分離し、「公益」として認定されると報告徴収や立入検査等一定の国の関与が残ることとなる。「最高意思決定機関」については、社団法人であれば社員総会、公益財団法人であれば評議員会ということとなる。

労働災害防止団体が該当するところの、「特別の法律に基づく民間法人」については、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人をいうものである。

国の関与については、指導監督基準による他、労働災害防止団体については、根拠法に基づき国が一定の関与を行うこととされている。最高意思決定機関については、根拠法により「総会」、「総代会」となっている。ディスクロージャーについては、法人が公表する項目に加えて、所管官庁が更にこれらに関する情報について公開することとなっている。「会計基準」については、企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準となっている。

これらの経営形態のいずれが根拠法の趣旨に見合うのかについては、まず、労働災害防止活動を行う団体を少なくとも一つ確保するために根拠法という特別の法律が定められており、仮に法律を無くしてしまった場合、民間営利法人に移行ということは考えにくいため、公益法人に移行するとなると、一定の規模の集団による継続的な労働災害防止活動が必ずしも実施されなくなってしまう恐れがある。

具体的には、労働災害防止団体の活動については、事業主による自主的な活動ではあるため、その活動が労働災害防止に実効性を期すために、根拠法により活動の内容を定めているところである。例えば、団体会員の自主規制である労働災害防止規程を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に順守義務を課しているところであ

る。

よって、根拠法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定めこれを順守するための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。

また、労働災害防止団体の活動は事業主による自主的な活動であることから、そもそも本来国が行う事業として独立行政法人に移行することに馴染まない。団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人の様な国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れがある。また、独立行政法人は最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の性格には馴染まない形態である。

このようなことから、特別の法律に基づく民間法人が最もふさわしい経営形態と考えられる。

ただし、各労働災害防止団体のガバナンス等については特別民間法人としての制度上のものというよりも運用上のものとして第2で述べた様な問題が生じていることは事実であり、これらに対しては以下で述べる見直しが必要である。

2. 組織運営のあり方

(1) 理事数

理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意思決定を妨げない数（根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以内、その他の労働災害防止団体については5人）に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。

その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。

(2) 支部

第2で述べたとおり、中央労働災害防止協会については、本部直轄の地方拠点として地区安全衛生サービスセンターを全国に9カ所を設置している一方で、各都道府県に支部を設置している。これまでは国の委託事業を受託した際、各都道府県における事業展開を実施してきたところであるが、現在は主に広報や問い合わせ等の対応が中心となっている。

よって、現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、支部を廃止することとして効率化を図るべ

きである。

また、鉱業労働災害防止協会以外の労働災害防止団体については、本部の支部の運営費に関する把握状況や支部に対する監査の実施体制等が必ずしも十分でない上、団体設立時の経緯等もあり、支部に対する本部のガバナンスが、様々な重要な局面で効きにくい状態となっている。

業種別の労働災害防止団体の活動は支部が関係業界の協力の下、災害防止に取り組んできた実績は大きなものがあるが、今後は、一つの法人として本部が全ての支部に対して、監査等、本来あるべきガバナンスを徹底すべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。

3. 継続的な事業活動を図るための財務のあり方

(1) 会費

鉱業労働災害防止協会以外の業種別労働災害防止団体は、自己収入のうち、会費収入の全部又は大部分を支部の運営費としている一方、中央労働災害防止協会は用途を特定できないとしている。

これら会費のあり方について、労働災害防止団体として必要な事業活動を継続的に行うための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。

(2) 経費節減

これまで、人件費の削減をはじめとする経費の節減に取り組んできたところであるが、業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統廃合する。印刷物、OA 機器、消耗品等各団体で共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。

4. 財務状況が極めて厳しい団体の取扱

鉱業労働災害防止協会については、職員の削減を始め、これまでに実行可能な財務改善策はやり尽くしたと考えられる。

健全な業務運営を維持しつつ、更に人件費等の運営経費を大幅に削減することはこれ以上困難と考えられ、近い将来、事業の継続が困難な事態に陥ることが予想される。

今後、当団体の存立と併せ当団体がこれまで培ってきた災害防止に関するノウハウや一定の基本財産については、適切な承継団体に引き継がれるよう関係機関において速やかに調整を実施する必要がある。

5. 業務運営

(1) 目標管理

労働災害防止団体は、労働災害の防止を目的として組織されており（根拠法第8条）、その存在を法の趣旨に沿ったより実効あるものにするためには、団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取り組まなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどのような事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。

また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。

さらに、各労働災害防止団体が会員事業場に対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、今後は、研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。

(2) 労働災害防止規程

労働災害防止規程については、これを努力義務として会員の順守状況すら把握していない団体があるなど、形骸化している状況も見受けられた。よって、各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、適宜、当該規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。

6. 業務運営を検証する仕組みの構築

労働災害防止団体の業務の公共性や報告書を踏まえた改革を確保する観点から、定期的に検証し評価する必要がある。

現在、各労働災害防止団体においては外部有識者による業務実績の評価が実施されており、これについては重要な取組として引き続き実施すべきであるが、当専門委員会の報告書を踏まえた改善状況等業務全般について検証するために、厚生労働省において、外部有識者から構成される第三者委員会を設置し、専門的、客観的、中立的な立場から評価を行い、適正性を確保すべきである。

評価の間隔は年１回とし、第三者委員会の評価結果については厚生労働省に報告し、厚生労働省は評価内容を団体に通知するとともに、必要があると認めるときは当該団体に運営の改善を求めるようにすべきである。

7. 改革に当たっての留意事項

労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進することにより労働災害の防止を図ることとした根拠法及び設立以来労働災害の防止に取り組み、労働災害の減少に寄与してきた労働災害防止団体の役割は引き続き大きなものがあると考えられるが、今後、各労働災害防止団体が改革を推進する上で留意すべき事項について指摘しておくこととする。

(1) 中小企業に対する支援

安定した自己収入の確保を図ることは、継続的な事業推進の上で重要な取組みであるが、コストパフォーマンスを追求するあまり安全衛生活動が脆弱な中小企業に対する支援が不十分とならないよう配慮すべきである。

(2) 表彰等事業の継続

安全衛生水準の向上は、事業場における日々の地道な取組みによって図られるものである。それらの取組みを日々支える人達の功績を称えることは、その効果を直接目に見ることはできないが、安全衛生担当者の地位を向上させ、当該事業場のみならず産業界のモチベーションを高めるために極めて有用であることから、今後とも継続すべきである。

(3) コスト削減の方策

各労働災害防止団体においては、厳しい財政状況を受けてこれまでも経費の削減に取り組んできているが、人件費の削減が経費削減の中心となっている。今後は職員の志気等に配慮しつつ経費削減に取り組むべきである。

○ 検討の経過

- (1) 第1回専門委員会（平成23年7月29日（金）開催）
労働災害防止団体改革検討専門委員会設置の趣旨、労働災害防止団体の概要、労働災害防止団体法に基づく労働災害防止団体の業務等について
- (2) 第2回専門委員会（平成23年9月26日（月）開催）
中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会に対するヒアリング
- (3) 第3回専門委員会（平成23年9月28日（水）開催）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会に対するヒアリング
- (4) 第4回専門委員会（平成23年10月31日（月）開催）
報告書（案）について議論
- (5) 第5回専門委員会
報告書の取りまとめ

○ 委員名簿

（公益代表）

相澤 好治	北里大学副学長（座長）
三柴 丈典	近畿大学法学部准教授（座長代理）
五十嵐邦彦	公認会計士
田極 春美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

（労働者代表）

市川 佳子	日本労働組合総連合会（連合）総合労働局雇用法制対策局長（第3回まで）
杉山 豊治	日本労働組合総連合会（連合）総合労働局雇用法制対策局長（第4回から）
谷口 元	全国ガス労働組合連合会中央執行委員長

（使用者代表）

高橋 信雄	JFEスチール(株)安全衛生部 部長
中村 聡子	日本アイ・ビー・エム(株) 産業医

○ 事務局

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課